

友好都市バートゾーデン市と深める絆



本町と友好都市であるバートゾーデン市(ドイツ)から「スポーツ交流団」として7人が8月7日(水)に養老町を訪れました。交流団は18日(日)まで町内のホストファミリーとともに過ごし、大垣養老高等学校とのスポーツ交流や養老の滝へのウォーキング、陶芸体験などにより日本の生活や文化に触れました。

交流の最後を飾るために開催された「さよならパーティー」では、交流団のメンバーは町からプレゼントされた浴衣を身に付けて参加し、食事や写真撮影などを楽しむとともに、ホストファミリーや町関係者らとの別れを惜しみました。スポーツ交流や文化体験により、両市町の友好関係をさらに深める有意義な時間を過ごしました。

ご長寿おめでとうございます



吉川邦男さん(沢田)が100歳の誕生日を迎えられ、8月5日(月)に川地憲元町長から長寿のお祝い状とお祝い金が贈呈されました。

昨年の夏までは畑仕事に精を出されていましたが、熱中症になる心配があるため、今年の夏はスポーツ観戦や趣味の囲碁を楽しみながら過ごしているそうです。健康のために、大好きなお酒もたまに楽しむ程度に控えていると少しさびしそうでしたが、食事の際には曾孫たちも一緒に食卓を囲み、毎日4世代でにぎやかに過ごしていると笑顔で話してくれました。

野外焼却(野焼き)はやめましょう！

野外焼却(いわゆる野焼き)に関する苦情が多く寄せられています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。

少量であっても、家庭から出るごみ(紙類・剪定枝など)をドラム缶やブロック囲いを利用したり、地面に穴を掘るなどによって焼却をしてはいけません。



例外となるもの：

- ・焼畑や畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ・しめ縄や門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- ・国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- ・震災や風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合

上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙や灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。

また、野焼きを原因とした火災や苦情が多く発生しています。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。